

第4章 各段階における対策

1 未発生期

〈未発生期〉

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

〈目的〉

- 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。

〈対策の考え方〉

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、本行動計画等を踏まえ、都、他区、関係機関等との連携を図り、情報連絡をはじめとする対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成、対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

〈実施体制〉

- 通常の組織体制。必要に応じて危機管理情報連絡会議により情報共有を図る。

(1) サーベイランス・情報収集

あらかじめ都から示される新型インフルエンザの発生時のサーベイランスの具体的な実施方法や実施時期に従って、適切に実施する。

〈平常時（新型インフルエンザ発生前）から実施するサーベイランス〉

- 平常時からインフルエンザに関する各種サーベイランスを都と協力して実施し、情報の解析・集積を行う。新型インフルエンザが発生した際に、平常時のデータと比較することで、新型インフルエンザの流行規模や病原性等を判断する。（健康部）
- 平常時、通年実施するサーベイランスは、以下のとおり
 - ① インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）
区内インフルエンザ定点医療機関（7医療機関（平成25年4月現在））と連携し、感染症法に基づくインフルエンザ定点サーベイランスを実施し、都へ報告する。
 - ② ウイルスサーベイランス（病原体サーベイランス）
都や他区の保健所及び区内医療機関と連携し、感染症法に基づくウイルスサーベイランスを把握する。
東京都健康安全研究センターは、都内病原体定点医療機関から搬入されたインフルエンザウイルスの型分類を行い、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性の有無、病原性・感染力に関わる遺伝子変異の有無などについて調べる。

③ 東京感染症アラート

都区が協力して、鳥インフルエンザ（H5N1）等の発生を早期に発見し、患者への適切な医療提供とウイルスの封じ込め対策を的確に行うため、都内医療機関において、鳥インフルエンザ（H5N1）等の感染症が疑われる患者の診療を行った場合は、最寄りの保健所に報告し、検査基準に該当する場合は、東京都健康安全研究センターで緊急検査としてウイルス遺伝子検査が実施される。

④ インフルエンザ様疾患発生報告(学校等)/感染症等集団発生時報告(社会福祉施設等)

小中学校、幼稚園及び保育施設におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業実施の状況を把握する。

保健所は、厚生労働省の通知（平成17年2月22日付）に基づき社会福祉施設等における感染症等の集団発生報告を受ける。都は、保健所からの報告により社会福祉施設等におけるインフルエンザ様疾患の集団発生状況を把握する。

⑤ インフルエンザ入院サーベイランス（重症患者サーベイランス）

都は、都内基幹定点医療機関（25医療機関（平成25年4月現在））と連携し、感染症法に基づくインフルエンザ入院サーベイランスを実施する。

⑥ クラスター（集団発生）サーベイランス

都と協力して、前記④の集団発生報告時に、学校・施設等と連携し、集団内的一部のインフルエンザ様疾患患者のウイルス検査を実施し、集団発生のウイルスにおける型を調べる。このウイルス検査を伴うクラスターサーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告数1.0人（週）を超えるまで継続する。

また、小康期においても第二波に備えて実施する。

上記のサーベイランスに加え、新型インフルエンザの発生や流行状況にあわせて、以下のサーベイランスを追加実施する。これらについても、準備しておく。

＜臨時で実施する新型インフルエンザのサーベイランス＞

○ 東京感染症アラートによる全数ウイルス検査

海外発生期から都内発生早期に、新型インフルエンザ専門外来において、東京感染症アラートの独自検査基準を満たす新型インフルエンザの感染が疑われる患者の全数遺伝子検査を実施する。（健康部）

(2) 情報提供・共有

ア 区民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等についての正しい知識など基本的な情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な予防策について周知し、新型インフルエンザ等の発生時に混乱のないよう普及啓発を行う。

また、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるため情報提供体制を構築する。

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報については、区のホームページやツイッターをはじめとする広報媒体を活用して、感染様式（飛沫感染及び接触感染）や、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の感染予防策について普及啓発を行うと共に、発生した場合は、都や区からの情報に従って医療機関の受診をすることを事前に周知する。（健康部）
- 新型インフルエンザ等の発生時は区民や事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が緊急事態を宣言した場合には、不要不急の外出の自粛、施設の使用制限や催物の開催制限等について都から要請があり得ることを事前に周知し、理解を求める。（健康部）
- 海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況や予防策等の情報提供を行う。（総務部、健康部）
- 高齢者、障害者や外国人など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容、区の広報媒体、関係機関との連携した広報の実施方法について事前に検討し、広報手段を整備する。特に、新型インフルエンザ等の発生、都内での発生、政府の緊急事態宣言など、区民への重要な情報については、広報手段を事前に検討しておく。

（区民部、福祉部、関係各部）

イ 関係機関等への情報提供

区内の指定(地方)公共機関、医療機関等の関係機関に対し、区の新型インフルエンザ等への対策について周知を行い、本行動計画への理解と協力を求める。
また、新型インフルエンザ等の発生時に関係機関と連携し、統一的な対応を図れるよう連絡体制を整備する。

- 指定(地方)公共機関、医療機関等については、適宜、本行動計画に関する説明会等を実施し、区の新型インフルエンザ等への対策の周知を図る。（総務部、健康部）
- 健康危機管理連絡協議会等を通じて医師会、歯科医師会、薬剤師会、警察署、消防署等関係機関との連携体制を構築する。（総務部、健康部）
- 発生時に、医師会、区内診療所等の医療機関に対し、対策に係る情報を速やかに提供できるよう、情報連絡体制を構築する。（健康部）
- 教育委員会においては、学校保健安全法等に基づき、平常時から学校医・園医や保健所と連携して、対応方針の共有化を図る。（教育委員会、健康部）

(3) 区民相談

各部署が連携して、全庁的な相談体制を構築するとともに、発生段階に応じた体制整備を図る。

- 区民からの生活福祉等の多様な相談に対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について、課毎に事前に検討し、必要な準備を行う。（区民部、福祉部、関係各部）

(4) 感染拡大防止

ア 対策実施のための準備

マスク着用、咳エチケット、手洗い等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。

- マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及を図る。(健康部)
- 感染が疑わしい場合は、新型インフルエンザ相談センターに連絡し、医療機関を受診する際の注意事項についての助言を受けるとともに、体調が思わしくない場合には外出を控えるなど、発生時の感染拡大防止のための取組について理解促進を図る。(健康部)
- 小中学校、幼稚園及び保育施設については、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など施設における発生時の感染予防策について定め、各施設に周知する。
(教育委員会)
- 保護者が医療従事者である等の理由で、保育園等が休園した場合でも保育が必要となる区民への対応については、あらかじめ検討しておく。(教育委員会)
- 各発生段階における個人や事業者に対する感染拡大防止策の実施内容について、具体的な手順を定め、区民、事業者に周知し、理解を求める。(健康部)

イ 水際対策

海外から新型インフルエンザ等の流入を防止するため、検疫所等と連携を図っていく。

- 検疫所との情報伝達ルートを確認し、連携体制の構築を図る。(健康部)

(5) 予防接種

ア 特定接種

国の協力依頼に基づき、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

- 国からの協力依頼に基づき、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、都や医師会等と連携し、必要な支援を行う。(健康部)
- 特定接種対象業務に従事する区職員の接種体制を構築する。(総務部、健康部)

イ 住民接種

特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、区内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう体制を構築する。

- 円滑な接種の実施のために、あらかじめ他区との協定を締結するなど、必要な場合は区外における接種を可能にするよう努める。また、状況に応じて適切に対応できるよう、あらかじめ必要なワクチン量を確認しておく。そのため、必要に応じて国及び都から技術的な支援を受ける。(健康部)
- 速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、国及び都から技術的な支援を受けながら、準備を進める。(健康部)

(6) 医療

ア 地域医療体制の整備等

新型インフルエンザ等の発生に備え、地域における医療体制の整備等を促進する。

- 新型インフルエンザ等の患者に対する医療に関して、感染症地域医療体制ブロック協議会等を活用し、医療確保計画を作成するなど、医療体制の整備を促進する。(健康部)

イ 新型インフルエンザ専門外来

都は、海外発生期から都内発生早期に新型インフルエンザの感染が疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う新型インフルエンザ専門外来を設置するため、これを担う医療機関をあらかじめ指定し、必要な整備及び支援を行う。

- 新型インフルエンザ専門外来として診療を担当する感染症診療協力医療機関に対して、都と連携して必要な支援を行う。(健康部)
- 都が指定する感染症診療協力医療機関の他に、新型インフルエンザ専門外来を担う医療機関（休日夜間診療所等も含む。）を区が指定することについて、検討を行う。(健康部)

ウ 感染症入院医療機関

都は、都内感染期に新型インフルエンザ等による入院患者を積極的に受け入れるために、病床・病棟等の利用計画、感染拡大防止策、診療継続計画等を定めた医療機関をあらかじめ感染症入院医療機関として登録する。

- 都と連携して、感染症入院医療機関が感染期に円滑に患者を受け入れられるよう、院内感染対策など必要な情報提供を行い、当該医療機関との連絡体制を構築する。(健康部)

エ 一般医療機関等

内科・小児科等、通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての一般医療機関は、平常時から院内感染防止への備えが必要である。そのため、あらかじめ、受付、

〈未発生期〉

待合室、外来、病棟などにおいて、一般の患者と発熱している患者の導線等を分離可能なものとしておくなど、新型インフルエンザ等の院内感染防止のための体制を整備しておくとともに、個人防護具（PPE）など必要な医療資器材の備蓄を行つておく。

また、診療継続計画の作成にも努める。

- 全ての一般医療機関において院内感染防止対策が進むよう、新型インフルエンザ等に関する知見や都の実施する研修等についての情報提供を行う。（健康部）

オ 医療資器材の確保等

海外発生期から都内感染期における感染の拡大防止に必要な医療資器材等を計画的かつ安定的に確保する。

- 都内感染期においては、入院勧告体制が解除され、原則全ての医療機関等が診療等を担うことになるため、医療機関等は、診療等に必要な個人防護具等を備蓄しておく。
- 新型インフルエンザ等発生時に小中学校や区有施設の窓口、患者等の疫学調査等で必要となる個人防護具等を計画的に備蓄する。（健康部、関係各部）
- 国や都の備蓄状況を勘案し、発生時に抗インフルエンザウイルス薬を確保できるよう、適宜適切に対応していく。（健康部）

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

高齢者、障害者等の要援護者への支援等について、事前に状況の把握と新型インフルエンザ等の発生時の対応について検討しておく。

また、発生時に迅速で的確な対応がとれるよう、庁内の連携及び情報連絡体制を確立しておく。

- 高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（総務部、福祉部、健康部）
- 都と連携して、区民が使用できる火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（総務部、福祉部）
- 庁内においては、危機管理連絡会等を通じ、危機管理体制の推進を図るとともに、災害時の緊急連絡体制を活用して全庁的な情報連絡体制を確保する。また、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策マニュアル及びBCPを整備すると共に、訓練や研修会を通じて対策の徹底を図る。（総務部、健康部、関係各部）